

令和6年度屋外広告物講習会案内

栃木県県土整備部都市政策課

この講習会は、栃木県屋外広告物条例（昭和39年栃木県条例第64号）第27条第1項の規定により、屋外広告物に関する必要な知識を修得していただくために開催するものです。

栃木県内で屋外広告業を営む方は、業務の適正化のために、営業所ごとに業務主任者を置くことが義務付けられています。

また、広告物を設置する方は、広告物の適正な管理のために、簡易な広告物を除いて、管理者を置くことが義務付けられています。

この業務主任者及び管理者は、講習会を修了した方等でなければなりません。

そのため、これから屋外広告業を始めようとしている方、又は広告物の管理者になろうとしている方は、必要に応じてこの講習会を受講してください。

1 開催日時、場所及び講習課程

日時、講習課程		場所
令和6（2024）年8月30日（金）	（備考）	栃木県総合文化センター 3階第1会議室 宇都宮市本町1-8
受付 9:00～9:25	・講習会の課程を修了した方には、修了証明書を交付します。 （施工に関する課程免除の方は、13:00以降交付します。）	
開会 9:25～9:30		
広告物の法令 9:30～10:50		
広告物の表示方法 11:00～13:00	・昼食は各自用意してください。 なお、会場での飲食はできません。	
広告物の施工 14:00～16:50		
閉会 16:50～17:00		
修了証明書交付		

※ 開会の時刻を過ぎて入場した場合には、理由を問わず、修了証明書は交付できません。
時間に余裕を持ってお越しください。

2 当日持参する物

- (1) 筆記用具
- (2) 公的な身分証明書（写真貼付のもの）※修了証交付の際に本人確認を要するため
- (3) 「屋外広告の知識 第5次改訂版 法令編」
「屋外広告の知識 第4次改訂版 デザイン編」
「屋外広告の知識 第4次改訂版 設計・施工編」

※ いずれも株式会社 ぎょうせい発行

※ 書店、インターネット等でお求めになれます。

また、当日会場で業者が販売を行います。（販売価格：7,600円）

3 受講手続

受講案内 ・申請書 の入手方法	<ul style="list-style-type: none">各土木事務所で配布するほか、県都市政策課のホームページ「屋外広告物」（http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/071.html）からダウンロードすることができます。郵送で請求する場合には、封筒の表に「屋外広告物講習会案内希望」と朱書きし、120円分の切手を貼付した宛て先明記の返信用封筒（A4サイズがそのまま入る封筒（角形2号））を同封の上、次のところに請求してください。
-----------------------	--

	〒320-8501 (住所記入不要) 栃木県庁 都市政策課 景観づくり担当
申込先・ 申込方法	<p>所定の受講申請書に必要事項を記入し、次の(1)及び(2)を貼付して、最寄りの<u>土木事務所屋外広告物担当窓口へ持参</u>してください。</p> <p>※ 郵送での受付は行っていません</p> <p>(1) 受講手数料3,600円分の栃木県収入証紙</p> <p>(2) 写真(縦5cm×横4cmのもので、申請前6か月以内に無帽子で正面から上半身を撮影したもの1枚)</p> <p>※ 栃木県収入証紙は、栃木県本庁舎、地方合同庁舎及び県内の一部のコンビニエンスストアで販売しています。</p> <p>詳しくは、県会計管理課のホームページ(https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/documents/20240513142744.pdf)で御確認ください。</p> <p>※ 受付後は、原則手数料をお返しできません。欠席される場合は、当日の午前9時までに都市政策課景観づくり担当(Tel028-623-2463)までご連絡ください。</p>
受付期間 受付時間	7月1日(月)から7月24日(水)まで(土・日・祝日を除く。) 午前8時30分から午後5時15分まで
定員	90名(申込受付順。定員になり次第締め切り。) ※ 受付終了について、県都市政策課のホームページ「屋外広告物」(http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/071.html)で公表します。

4 講習科目の一部免除について

次のいずれかに該当する方は、講習会の課程のうち屋外広告物の施工に関する課程が免除されますので、屋外広告物講習会受講申請書にいずれかに該当することを証する書面又はその写しを添付してください。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げるいずれかの種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する次の者
 - ア 同法第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練の課程(帆布製品製造科に係るものに限る。)を修了した者
 - イ 同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許(帆布製品製造科に係るものに限る。)を有する者
 - ウ 同法第44条第2項に規定する技能検定(帆布製品製造科に係るものに限る。)に合格した者
 - エ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法第8条第1号に規定する養成訓練若しくは同条第3号に規定する能力再開発訓練の課程(帆布製品製造科に係るものに限る。)を修了した者

5 受講せずに業務主任者等になることができる方

次の資格を有する方は、当講習会を受講することなく、栃木県屋外広告物条例に規定する業務主任者及び管理者になることができます。

- (1) 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- (2) 本県が行う講習会の課程を修了した者
- (3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とした他の都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の課程を修了した者
- (4) 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

○ 会場案内



- JR宇都宮駅（西口）からバス利用の場合
 - ・ 1番、2番、6番、7番、11～13番乗り場乗車、「県庁前」下車。徒歩3分。
- 東武宇都宮駅からの場合
徒歩で約10分
- なるべく公共交通機関を御利用ください。なお、やむを得ず車でお越しの方は、県庁地下駐車場にお停めいただき、駐車券を会場まで御持参ください。

○ 問い合わせ

都市政策課景観づくり担当 TEL028-623-2463
 又は、以下の各土木事務所屋外広告物担当窓口

担当窓口	所在地	電話番号	管轄区域
宇都宮土木事務所 保全管理課	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 河内庁舎	028-626-3140	宇都宮市、上三川町
鹿沼土木事務所 保全部	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 上都賀庁舎	0289-65-3212	鹿沼市
日光土木事務所 保全管理課	〒321-1414 日光市菰垣面2390-7	0288-53-1210	日光市
真岡土木事務所 保全部	〒321-4305 真岡市荒町116-1 芳賀庁舎	0285-83-8302	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町
栃木土木事務所 保全管理課	〒328-8504 栃木市神田町6-6 下都賀庁舎	0282-23-3435	栃木市、小山市、下野市、 壬生町、野木町
矢板土木事務所 保全部	〒329-2163 矢板市鹿島町20-11	0287-44-2186	矢板市、さくら市、塩谷町、 高根沢町
大田原土木事務所 保全管理課	〒324-8765 大田原市本町2-2828-4 那須庁舎	0287-23-6613	大田原市、那須塩原市、 那須町
烏山土木事務所 総務課	〒321-0621 那須烏山市中央1-6-92 南那須庁舎	0287-83-1321	那須烏山市、那珂川町
安足土木事務所 保全第一部	〒326-8555 足利市伊勢町4-19 足利庁舎	0284-41-2572	足利市
安足土木事務所 保全第二部	〒327-8503 佐野市堀米町607 安蘇庁舎	0283-24-3111	佐野市